京都教育大学における人権教育のあゆみ
―人権課題への対応と教育内容の模索―

伊藤　悦子*

History of Human Rights Education at Kyoto University of Education: Response to Human Rights Issues and Consideration to Human Rights Education

Etsuko ITO*

Accepted November 9, 2022

抄録：本稿は 1995 年以降の京都教育大学における同和教育（後の人権教育）に係る大学の取組を、主に公的文書をもとに明らかにすることをめざした。1970 年代、教員養成大学として同和問題の基本認識がある教員を輩出するという社会的責任から始まった同和教育促進のための学内組織が、科目を設置することで同和教育が開始された。しかし、1995 年以降、組織としては学内におけるハラスメント防止のための調査・救済を担うものに変化したこと、教育活動としては人権にかかわる一般教育が充実したものの、教員養成課程での人権教育の位置づけが不安定なままであることが明らかになった。その経過を踏まえ、ますます多様化する人権課題に対応するための教育のあり方を考察した。

索引語：同和教育，大学人権教育，人権問題，教員養成

Abstract: This study traces efforts of Kyoto University of Education related to *Dowa* education（later human rights education）since 1995, mainly based on official documents. In the 1970s, *Dowa* education began with the establishment of subjects by the on-campus organizations, to promote *Dowa* education. It began with the social responsibility of producing teachers with a basic understanding of the *Dowa* issue, as a teacher training college. However, since 1995, it has become clear that the organization has changed into an organization responsible for the investigation, remedy, and the prevention of harassment on campus. Although general education related to human rights has been enhanced as an educational activity, the position of human rights education in the teacher training course remains unstable. Based on this process, I examine an ideal form of education to respond to the increasingly diverse human rights issues.

Key Words: *Dowa* education, human rights education at university, human rights issue, teacher training

* 京都教育大学名誉教授

1. はじめに

京都教育大学における人権教育、その前史としての同和教育については、加茂直樹（1985）「京都教育大学における同和教育・人権教育の歩み」及び仲島隆夫（1991）「京都教育大学における同和教育・人権教育の歩み（つづき）」が大学の公的文書をもとに明らかにしている[1)]。本稿はその続編ともいうべきもので仲島隆夫が退職した後の 1995 年から 2022 年までの人権教育の歩みを、公的文書をもとに跡付けることを目ざした。

大学における人権教育の歴史は、1970 年代の部落解放運動と連携する形で出発していることが多い。教育運動の歴史として阿久澤麻理子（2011）「日本の大学における人権・同和教育」が全国的状況を俯瞰している。それによると、1970 年大阪市立大学ではじめて部落問題担当の専任教員が配置されるなど、同和問題に関わる学内委員会が設置されて同和教育が各大学で模索され始めていた。1983 年の調査では 188 大学で 331 講座、うち一般教養 56、教職科目 136、専門科目 51 が開講されており、多くが「教員養成」に関わっていた。とりわけ、大阪教育大学においては学生による自主的な講座運営や同和教育推進校実習生組合による活動があったことが紹介されている。

こうした部落解放運動と連携する形で同和教育科目が設置された状況については九州地方の事例であるが、熊本理抄（2013）「九州の大学における同和教育」に詳しい。福岡教育大学では部落解放運動や同和教育の関係者による授業が展開されていた。これに対して、京都教育大学の場合は 1976 年に京都府・市の部落解放運動とは一線を画することを学内委員会で決定したこともあって、大学独自の判断で同和教育が模索されてきた。

その後、全国的に「人権教育に関する授業科目」が大学に普及した。松下一世（2017）の 2015 年の調査によると、教員養成系の学部において人権教育科目が開講されている大学は 4 年制大学で 48%、短大で 32% であった。地域的には近畿 65%、九州 52%、中国四国 47%、関東 26% である。多くは殆ど一科目の設定だが、福岡教育大学 6 科目、京都教育大学と神戸親和大学 5 科目設定という結果を提示している。松下はさらに東京学芸大学・大阪教育大学、京都教育大学において聞き取り調査の結果を示し、教育職員免許法に位置づいていない科目であるがゆえに、人権教育は大学独自の判断で実施されていること、それゆえ単位数の限定のなかで系統的学びが困難になっていることを指摘している（松下一世　2019）。

このように、大学独自の判断で人権教育が実施されてきたことを踏まえ、京都教育大学において 1995 年以降、どのように同和教育から人権教育に再編が進められたか、組織面と教育活動面について公的文書をもとに跡付けておくことが記録として重要であると判断した。なお、組織面については筆者が 1995 年から 2011 年までかかわったなかで得られた公的資料をもとに考察した。

2. 1962 年から 1995 年までの経過

(1) 同和問題への対応

加茂直樹（1985）「京都教育大学における同和教育・人権教育の歩み」は、1970 年から 1985 年までの京都教育大学における同和問題への対応について、大学の公的記録に基づいて事実を

時系列に並べたもので資料集として重要である。以下の記述は加茂（1985）からである。

大学での最初の取組は 1962（昭和 37）年度から「同和教育の研究」（2 単位）が自由科目として開始されたことである。しかし、「昭和 44 年度までのことには、記録の欠如のために、ほとんど触れることができなかった」とし、記述があるものの、担当者の名前や何を契機として開始されたのかは明らかでない。

京都学芸大学時代の 1950（昭和 25）年、卒業生による同和関係校への「赴任拒否」事件がおきており、同和教育史においては著名な事実である。赴任拒否そのものも問題であったが、その後の大学側の対応にも批判があり、1953 年に文部省が全国に訓令を出す契機となっている [2)]。しかし、それが理由で取組が始まったと考えるには月日が経ちすぎており、直接的理由や契機は別にあったのではないかと推察するにとどめたい。

京都教育大学における同和教育の本格的開始は 1970 年からである。全国的なレベルでは、1970 年前後の学生運動の盛り上がりのなかで、部落出身学生を中心とした部落解放運動からの問題提起で大学において「部落問題論」の授業が設置されるようになっていた。加茂（1985）はあまり触れていないが、京都教育大学でも学生自治会から大学全体の教育課程についての問題提起があり、教育課程委員会が見解を述べており [3)]、同和教育についても学生との話し合いが進んでいた。

1970（昭和 45）年に第一回の同和教育研修会が開かれ、翌 71 年 1 月に「京都教育大学同和教育促進協議会」が発足した。

同和教育促進協議会は「学長の諮問に応じ、同和教育の調査研究を促進し、その実施を図ることを目的（第 2 条）」とし、第 3 条で所掌事項を示している。すなわち、①教職員の研修、②同和教育の講座企画・運営、③関係図書の整備、④「同和地区学生に対する援護措置に関すること」、⑤附属学校との連絡協議であった。大学における同和教育の科目開設のみならず、部落出身学生への援護が任務とされていた。これは、1965 年同和対策審議会答申が「実態的差別の解消」を指摘していたことと関連していると思われるが、内実についてはわからない。

また、1974（昭和 49）年度から「同和教育の研究」（集中講義、1 単位）が開講され、その年の 12 月には「同和教育促進についての方針」が確認されている。主な内容は「同和教育担当の専任教員の確保」「附属教育研究所に研究部会設置」「同和教育の研究の教育課程での位置づけの明確化」など、同和教育を促進するための大学の体制づくりについての方針決定であった。

しかし、詳細な事柄には触れられていないが、「（昭和）50 年度の『同和教育の研究』（集中講義）の実施に関しては、学年初め及び学年末に、大学側と学生側の間でしばしば話し合いが行われたが、意見の一致に到達できず」、授業が中止になっている [4)]。

その後、同和教育促進協議会は「『同和教育の研究』（集中講義）についての覚書」を学生側に提示した。内容は、1965 年の同和対策審議会答申を踏まえた「同和問題についての認識」を提示したのち、「同和問題と大学の責任」として、とくに教員養成大学としての京都教育大学の責任を示したものである。それとともに、1976（昭和 51）年 3 月には「同和問題に対応する基本姿勢」として「大学の自主的な検討・処理」「大学としての意志決定における構成員各層の意志の反映」「学外団体との公式的交渉は文書によって行い、かつその経過は公開することを原則とする」の三原則が提示された。

翌年度（1976 年度）になり、同和教育促進協議会は同和教育促進委員会に組織がえし、大学

執行部中心の協議会から教授会選出の教員 6 人が加わる委員会に変わった。目的と所掌事項に変化はなく、同和教育促進を教授会の責任で実施することになったといえよう。

そして、ようやく 1976（昭和 51）年後期から教育学科に「社会教育」科目が新設され、同年 10 月に仲島隆夫が専任教員として着任した。仲島は京都市立中学校の教員で 1969（昭和 44）年度から「生活指導論」の非常勤講師として京都教育大学で授業を担当していたが、中止された「同和教育の研究」の担当ではなかった。同和教育関係校の勤務経験があり、赴任した 76 年度の 2 月から「同和教育の研究（集中講義）」（4 回生以上が主な対象とされた）の担当者になった[5)]。

(2)「同和教育の研究」の教職科目化

1974（昭和 49）年の「同和教育促進についての方針」のうち、専任教員の確保ができたため、次は「『同和教育の研究』の教育課程での位置づけの明確化」が課題となる。学内での検討の結果、自由科目として位置づけられていた「同和教育の研究」（2 単位）が 1978（昭和 53）年度から教職科目となる。その経緯と意図については「『同和教育の研究』を教職科目として設置することについて」と題した文書では以下のように説明されている。

「さまざまな差別の存在は不当に人権を抑圧し、人権尊重を基盤とする民主主義に反するものである。（中略）部落差別、心身障害者差別、民族差別等々の差別にはそれぞれ歴史的・社会的特質がある。そうした差別に対し、それぞれの特質をふまえこれをなくす教育を考究し実践することは、本学にとって大切な使命である」とし、「同和教育の研究」はそれにかかわっているとした。さらに、同和対策審議会答申に基づき、同和教育とは「同和地区の人々の教育水準を高めることと啓蒙的教育を推進すること」であり、本学出身者のだれもが同和教育に取り組めるよう、教職科目に位置付け、受講の機会を増加するとしたのである。この措置によって、京都教育大学ではこの後、教員職員免許法の改訂によるカリキュラム改編がなされた 2019（平成 31）年まで教職科目として位置づいている。このことについては次章で検討したい。

(3)「人権問題論」の設置

一方、部落問題と他の人権問題を含めた新しい授業科目を設置するための準備が進められていた。

1976（昭和 51）年に提示された「『同和教育の研究』（集中講義）についての覚書」において「部落問題については、他の人権問題を含めてカリキュラム上の位置づけを検討し、一般教育科目に新たな授業科目を設置する」としていた。そこで委員会は、3 年後の 1979 年 2 月において、「『人権問題と部落問題』の設置を民主主義確立の基本にかかわることであると考え、全学教官に呼びかけて『差別及び人権に関する研究会』を発足させ、授業内容についての検討を続けてきた。今回一応の成案を得たので、ここにその設置を提案」（「一般教育科目に『人権問題と部落問題』を設置することについて」）した。

このような経過を踏まえて、1980（昭和 55）年度から「人権問題論」（通年 4 単位）が設置された。この科目は前期が学内教員 4 人によるリレー講義で、後期は仲島による「部落問題」である。担当者を表 1 に示した。加茂直樹をはじめ第一社会科学科と教育学科の担当が多いが、他学科の教員も専門を踏まえた講義内容を展開していることがわかる。しかし、教員有志の研究会が中心に始められた経緯もあって、学内の全教員が関わっていたわけではなかったことも見て取れる。

表１　人権問題論の授業内容と担当者（1980 ～ 1995）

年度	授業内容	学科	担当者
1980（昭和55）年	基本的人権思想の成立	第二社会科学科	田中真造
	婦人問題	第一社会科学科	村井研治
	障害児（者）問題	発達障害学科	菅田洋一郎
	子供の人権	教育学科	栗田　修
1981（昭和56）年	平等の思想	第一社会科学科	加茂直樹
	婦人問題	第一社会科学科	村井研治
	障害児（者）問題	発達障害学科	菅田洋一郎
	遺伝子工学と人権	理学科	沢田誠二
1982（昭和57）年	教育における人権思想の歴史的背景	教育学科	高木正太郎
	平等の思想	第一社会科学科	加茂直樹
	婦人問題	第一社会科学科	村井研治
	環境問題	理学科	藤田哲雄
1983（昭和58）年	人権思想の前史としての自然法の思想	教育学科	高木正太郎
	障害者の人権問題	発達障害学科	菅田洋一郎
	生命科学の発達と人権	第一社会科学科	加茂直樹
	環境問題	理学科	藤田哲雄
1984（昭和59）年	人権思想の前史としての自然法の思想	教育学科	高木正太郎
	生命科学の発達と人権	第一社会科学科	加茂直樹
	へき地と人権	第二社会科学科	坂口慶治
	環境問題	理学科	藤田哲雄
1985（昭和60）年	平等の思想	第一社会科学科	加茂直樹
	民族問題	第一社会科学科	村井研治
	へき地と人権	第二社会科学科	坂口慶治
	情報化社会とプライヴァシー	教育実践研究指導センター	西之園晴夫
1986（昭和61）年	民族問題	第一社会科学科	村井研治
	心身障害者と職業	産業技術科学科	菊池武剋
	情報化社会とプライヴァシー	教育実践研究指導センター	西之園晴夫
	生命科学がもたらすもの	理学科	沢田誠二
1987（昭和62）年	障害児の問題	発達障害学科	友久久雄
	民族問題	第一社会科学科	村井研治
	情報化社会とプライヴァシー	教育実践研究指導センター	西之園晴夫
	生命科学がもたらすもの	理学科	沢田誠二
	地域史と部落問題	第二社会科学科	末中哲夫
1988（昭和63）年	平等の思想	第一社会科学科	加茂直樹
	障害児の問題	発達障害学科	友久久雄
	スポーツの人権	体育学科	宮田和信
	性差別と教育	体育学科	金井秀子
1989（平成1）年	平等の思想	第一社会科学科	加茂直樹
	医学的観点から	発達障害学科	友久久雄
	性差別と教育	体育学科	金井秀子
	日本古代における身分と差別	第二社会科学科	和田　萃
1990（平成2）年	平等の思想	第一社会科学科	加茂直樹
	戸籍と氏、そして人権	第一社会科学科	辻　　朗
	児童文学における生命の尊厳	国文学科	位藤紀美子
	日本古代における身分と差別	第二社会科学科	和田　萃
1991（平成3）年	平等の思想	第一社会科学科	加茂直樹
	戸籍と氏、そして人権	第一社会科学科	辻　　朗
	児童文学における生命の尊厳	国文学科	位藤紀美子
	アルコール依存症者と人権保護	第一社会科学科	松下武志
	人権問題と環境問題とのかかわり	理学科	土倉亮一
1992（平成4）年	平等の思想	第一社会科学科	加茂直樹
	中国の古代思想と人権	国文学科	青木五郎
	アルコール依存症者と人権保護	第一社会科学科	松下武志
	人権問題と環境問題とのかかわり	理学科	土倉亮一
1993（平成5）年	現代の人権問題	教育学科	仲島・伊藤
	中国の古代思想と人権	国文学科	青木五郎
	「平等」の意味、「平等」が「公正」でありうるための条件	第一社会科学科	田岡文夫
	鉱山労働における差別の構造	理学科	井本伸廣
1994（平成6）年	現代の人権問題	教育学科	仲島・伊藤
	中世社会と女性	社会科学科	西山　克
	文学教材における人権	国文学科	植山俊宏
	「平等」の意味、「平等」が「公正」でありうるための条件	社会科学科	田岡文夫
	鉱山労働における差別の構造	理学科	井本伸廣
1995（平成7）年	女性問題	教育学科	伊藤悦子
	中世社会と女性	社会科学科	西山　克
	文学教材における人権	国文学科	植山俊宏
	鉱山労働における差別の構造	理学科	井本伸廣
	「国連子どもの権利条約」を読む	教育学科	加藤義和
出典：加茂（1985）・仲島（1991）及び仲島作成資料			

3. 人権諸課題に対応する組織体制の転換

(1) 国の政策転換への対応

大学における同和教育の科目設置は、同和問題への対応のために始まったのであり、その理論的根拠は同和対策審議会答申であったことは先に見たとおりである。1969 年から開始された同和対策事業が 1992 年「地域改善対策における財政上の特別措置に関する法律」の失効で終了することになった（経過措置があったため、同和対策事業の完全終結は 2002 年 3 月である）。この措置は同和地区住民の生活向上が一定程度実現できたことから特別対策を終了し、残る課題については一般対策で対応することになったからである。しかし、人々の差別意識がなくなったわけではないので人権教育として同和教育を継続するという方向性は国の措置としても始まりつつあった。

時あたかも国連において「人権教育ための 10 か年計画」が 1995 年から 2004 年に実施されることになり、内閣府は 1997（平成 9）年に国内行動計画を策定し、それに基づき地方自治体がそれぞれ行動計画を打ち出した。さらに 2000 年には人権教育及び人権啓発の推進に関する法律がだされ、国は 02 年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、京都府・京都市も自治体における基本計画をそれぞれ策定、さらには府下市町村においても行政計画が策定され、教育委員会もそれとの関連で人権教育の政策を進めていくことになった。[6)]

同和問題を「最も深刻にして重大な社会問題」として対策が実施されてきた発想から、同和問題も含めた人権諸課題に対応する人権教育の実施に国及び文部省、さらには地方自治体及び教育委員会が変化するなかで、京都教育大学も同和教育促進のための組織を人権教育促進に変化させることになった。

1995 年度において京都教育大学の同和教育促進委員会の内部で検討を重ねた。すなわち、「社会の現状をふまえて本委員会を同和教育とともに他の人権教育をも促進する委員会として明確に位置付ける」ため、組織・規則を名称変更するとともに、人権課題としては同和問題、民族問題、障害者問題、女性問題に関する教育の促進を念頭においた規則改正をめざした。この四つを人権課題として考える発想は京都市教育委員会も同様であった。規則改正を審議するなかで、同和教育促進委員会の所掌事項④「同和地区学生に対する援護措置に関すること」は委員会としては具体的内容が不明という状態であり、具体的な学生生活支援を担っている学生部長に一任することになった。

その結果､1996（平成 8）年 11 月に「同和教育促進委員会」から「同和･人権教育促進委員会」に組織名称をあらため、その際、教授会選出委員 6 名のほかに社会教育担当教員が必ず委員に加わることになった。また、所掌事項④については削除し、「同和教育」の部分はすべて「同和教育及び人権教育」に変更した。

これにともない、当時の学生部長の提案で 1997 年度には総合科目「ジェンダー論」が設置された。この科目は女性に関わる人権問題を扱うために設置されていたが、背景には他大学において性差別事象が訴訟事案になっていたことがある。問題が起こる前の予防策として設置されたのである。この科目の設置は 1970 年代の同和教育の開始のように「全構成員」参加のなかで検討されたものではなかったが、以下に見る「アンケート調査」が全学で考えるべき課題であると意識づけすることに寄与したのである。

(2)「性差別に関するアンケート調査」の実施

「ジェンダー論」科目設置に前後して、同和・人権教育促進委員会が主体となって、1997（平成 9）年に性差別に関するアンケート調査を実施し、年度末に『性差別に関するアンケート調査報告書』を公表した。当時はセクシュアル・ハラスメントの概念が普及していなかったので、性差別という表現をしているが、アンケート項目の大半は「性的嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント)」であった。

同報告書によると、取組の経過は以下のようである。

平成 8 年 12 月　本委員会で「性差別に関する相談窓口の設置について」の話題提供がなされる
平成 9 年 3~4 月　他大学における性差別に関する資料の収集
平成 9 年 4 月　共通教育科目に「ジェンダー論」開設
平成 9 年 5 月　アンケート調査実施の決定
平成 9 年 6~7 月　調査項目の検討
平成 9 年 7~9 月　学生部委員会、学友会、教授会でアンケートの説明と協力依頼
平成 9 年 10 月　アンケート調査の実施と回収

アンケート調査という手法や調査項目などについて試行錯誤であったためか、報告書は実態を明らかにするため回答は実数を記していた。また､アンケート対象者は女子学生（院生を含む）だけである。他大学の調査はセクシュアル・ハラスメントの問題が起こった後の学内有志による調査であったのに対して、京都教育大学は教授会の委員会として行ったという点で特徴的な調査であった。

その結果、調査対象者 1095 名に対して回収数 351 通で回収率は 32% であった。自由記述部分が多く、個人が特定されないよう配慮しつつも、できるだけ原文を尊重した報告書となった。詳細なデータの結果記述は報告書に譲り、「まとめ一今後の課題」を以下に引用したい。

> 今回の実態調査の結果は、「男子学生に比べて女子学生が不利に扱われている」という回答が 10% にとどまったことに表れているように、本学の教育環境がおおむね男女平等であることを示したといえよう。しかし、割合としては少ないものの、授業中に女性を見下した発言をしたり、授業以外で性役割を押し付ける行為があり、そうした行為を行っているものに男性教官が含まれていることは、大学として問題としなければならない。さらに、本学で受けた性的いやがらせのうち、もっとも深刻な体験について自由記述で回答を求めたところ 16 の回答があり、そのなかにはきわめて深刻と思われる事例もあった。たとえ少数でも看過することが許されないような事例があったことは、きわめて残念なことである。しかし、問題は「問題化」しなければ問題にはならないという意味で、この調査自体が、大学教職員の啓発となり、調査対象者の女子学生への啓発となったことを踏まえれば、大学の正式の機関である同和・人権教育促進委員会で実施したことは妥当であっただろう。

この後、同和・人権教育委員会として「啓発リーフレット」の配布、性差別についてのガイドラインの設定及び相談窓口の設置の必要性が記載されている。その際、学生相談窓口があるにもかかわらず利用されていないことから「性差別のみを扱う相談窓口か、人権相談窓口」にするかどうか、相談業務を誰が行うのか、被害者救済はどのようにすればよいのかを検討する

こととなる。「被害に遭いながら訴えるすべがなく、ようやくこの実態調査において声をあげることができたという学生がいた。こうした学生と大学との信頼関係を再構築するためにも、今後の対策を早急に実現」すると総括されている。

1998（平成 10）年 6 月に同和・人権教育促進委員会は「本学におけるセクシュアル・ハラスメント被害訴えへの対応手続き」を教授会に示した。

一方、複数の大学においてセクシュアル・ハラスメントが告発され、世論も大きくハラスメント防止を訴える中、人事院が規則「セクシュアル・ハラスメントの防止等」を同年 11 月に制定し、さらには文部省訓令第 4 号「文部省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」が 1999 年 3 月に出され、国立学校等の長の責務として研修の実施、苦情相談への対応が求められた。そこで、同和・人権教育委員会が起案した「京都教育大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」が 2002 年 3 月の教授会で決定され、「セクシュアル・ハラスメント防止委員会」が設置され、以下の事柄について所掌することになった。

一　セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する研修・啓発活動の企画及び実施に関すること。
二　セクシュアル・ハラスメントに関する相談及び被害の救済に関すること。
三　その他セクシュアル・ハラスメントの防止等に関すること。

新しく防止委員会が設置されたことになったが、防止委員会 9 名のうち、同和・人権教育委員会 6 名が兼職する形であり、実質的には同和・人権教育委員会の別働部隊であった。しかし、新たに付与された「被害の救済」を担う組織であり、ハラスメント相談窓口から提起されたハラスメントに対して、調査委員会の設置や救済の方策を考えることなど、大学構成員の人権擁護のための重要な役割を果たす委員会となる。

(3) 法人化にともない人権委員会に改組

2004（平成 16）年に国立大学が独立行政法人になる際、同和・人権教育促進委員会は法人直属の委員会となり、名称も人権委員会と改め、再びセクシュアル・ハラスメント防止の業務を人権委員会の所掌事項に位置づけなおした。委員会構成メンバーは独立行政法人の理事 3 名、附属学校部長、教授会構成メンバーから学長が指名する者 2 名、教授会の互選により選出され学長が委嘱する者 2 名、附属学校園の教職員のうちから学長が指名する者 2 名で、同和・人権教育委員会に比べて役職者が多くなった。所掌事項は以下のとおりである。

一　学内のセクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントなどの人権に関する事項
二　教職員の同和研修及び人権研修に関する事項
三　学生への同和教育及び人権教育に関する事項
四　同和教育及び人権教育についての附属学校との連携に関する事項
五　その他人権に関する事項

同和・人権教育促進委員会とセクシュアル・ハラスメント防止委員会の所掌を合わせたうえで、当時問題として提起されていた「アカデミック・ハラスメント」も扱う委員会に変わった。周知のように、その後、ハラスメント概念は拡大を続けており、その対応をする委員会に様変わりしているといえよう。

この後、2007（平成 19）年には人権委員会とは別にハラスメント防止委員会が再設置されるとともに、男女共同参画委員会も設置されている。人権課題が多様化するなかで大学内における人権救済機能が必要となったこともあり、個別課題については委員会がそれぞれに設置されることになったのである。

また、京都教育大学では 2011（平成 23）年には性教育の専門家である関口久志が専任教員として着任し、人権委員会に加わっている。これは 2009 年に起きた学生による不祥事対応のための措置の一環で、あらたに人権委員会とは別にモラル・人権意識向上教育推進委員会が設置された。

以上のように、京都教育大学の人権委員会は、1995 年以降は性差別やセクシャル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントへの対応に追われたともいえる。ただし、それ以前に確立された教育活動については引き続き実践されており、同和教育から人権教育への再編が模索されていた。

4. 同和教育を人権教育に再編する試み

(1) 人権問題論Ⅱの内容変更

先に言及したように、同和問題への対応として始まった京都教育大学の同和教育は 1976（昭和 51）年から仲島が一手に担っていた。すなわち、一般教育科目で「人権問題論Ⅱ（後期分）」及び「同和問題の研究」（集中実施）、さらに教職科目「同和教育論」（前期と後期）の 4 科目である。一般教育は同和問題についての基本認識であり、教職科目は教育実践としての同和教育で、若干の重複はあるが基本的には別の内容であった。それに対して一般教育科目の「人権問題論Ⅱ（後期分）」及び「同和問題の研究」（集中実施）はほぼ同じ内容で、「同和問題の研究」は 7 月頃に集中講義で行い、教員になる前の最後の時期に未だ同和問題についての認識がない学生に対して基本的な認識をさせることを目指して、あえて実施しているという状況があった。教育実習前のオリエンテーションでも「同和対策審議会答申」の抜粋をリーフレットとして配布して基本的認識を確認しているという念の入れようであった。

仲島の定年退職とその後任である伊藤悦子の授業開始が 1995 年で、偶然にも国連人権教育の十か年計画がスタートする年であったことから、教職科目の「同和教育論」と「同和問題の研究」は引継ぎ、「人権問題論Ⅱ」については伊藤の判断で民族問題、すなわち在日韓国・朝鮮人の人権問題を扱うこととした。

(2)「同和教育」及び「人権教育」の位置づけの変更

その後、大学の同和教育促進委員会が同和・人権教育促進委員会に変わったことを受けて、教職科目「同和教育論」は「同和・人権教育論」に名称変更し、さらには大学の教育課程全体の変更がなされた 2000（平成 12）年に「人権教育論」へと名称変更した。この 2000 年の変更は教育職員免許法とも連動しており、表 2 から表 3 に同和教育・人権教育の教員養成課程での位置づけの変更を含んでいるので、少し詳しく見ておきたい。表 2、3、4、5 はすべて京都教育大学の「履修案内」から引用している。なお、幼稚園、小学校、中学校、高校、養護学校では教職課程や必修単位が異なるので、本稿では小学校教員養成課程に限定して考察していきたい。

まず、1995（平成 7）年度の履修案内では表 2 のようであり、同和教育は「教職に関する科目」の第二欄「教育に係る社会的・制度的又は経営的な事項に関する科目」に位置付けられていた。これは 1978 年に教職科目にしてから変更されていなかった。

しかし、2000（平成 12）年に人権教育は「教職に関する科目」第二欄から教員養成課程の課程共通科目に位置づけが変更された（表 3）。内容的には担当教員の判断で人権の課題の広がりに対応するようにしてきた。

表 2　1996（平成 8）年度入学者適用分（小学校一種）

	免許法施行規則の科目	授業科目単位数	必修単位
第２欄	教育の本質及び目標に関する科目	教育学　２ 日本教育史　２ 日本近代教育史　２ 西洋教育史Ⅰ　２ 西洋教育史Ⅱ　２	２又は４
	幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目	教育心理学　４	４
	教育に係る社会的・制度的または経営的事項に関する科目	教育社会学ＩＡ　２ 教育社会学ＩＢ　２ 公教育経営論ＩＡ　２ 公教育経営論ＩＢ　２ 同和教育論　２ 障害児教育基礎　２	４または２
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に関する科目	教育方法・技術論ＩＡ　２ 教育方法・技術論ＩＢ　２ 教育実践基礎演習Ⅰ　２ 教育実践基礎演習Ⅱ　２	２
第３欄	教科教育法に関する科目	略	９教科１８
	道徳教育に関する科目	道徳教育の研究　２	２
	特別活動に関する科目	特別活動の研究　２	２
第４欄	教育課程一般に関する科目	保育内容総論　２	
	保育内容に関する科目	略	
	指導法に関する科目	略	
第５欄	生徒指導、教育相談に関する科目	生徒指導・相談ＩＡ　２ 生徒指導・相談ＩＢ　２	２
	生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	略	
第６欄	教育実習	教育実習５	５
上記必修単位を含む必要単位数			41

表 3　2000（平成 12）年度入学者適用分（小学校一種）

	免許法施行規則の科目		授業科目名・単位数	必修単位
第2欄	教職の意義等に関する科目		教職の研究　2	2
第3欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の理念と歴史　2	6
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学　2	
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	公教育経営論　2 教育社会学　2	
第4欄	教育課程及び指導法に関する科目	道徳の指導法	道徳教育の研究　2	8
		教育課程の意義及び編成の方法	教育課程論　2	
		特別活動の指導法	特別活動の研究　2	
		教育の方法及び技術	教育方法・技術論　2 教育実践基礎演習　2	
		各教科の指導法	初等教科教育　18	18
		教育課程の意義及び編成の方法	略	略
		保育内容の指導法	略	
		教育の方法技術	略	
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・相談Ⅰ　2	4
		教育相談の理論及び方法	生徒指導・相談Ⅱ　2	
		進路指導の理論及び方法		
		幼児理解の理論及び方法	略	
第5欄	総合演習		総合演習　2	2
第6欄	教育実習		教育実習　5	5
上記必修単位数を含む必要単位数				45

その結果、「人権教育論」は表 4 のように「教科又は教職に関する科目」として大学内では課程共通科目として以下のような位置づけになり、そして 2010（平成 22）年度からは表 5 のようになった。

表 4　最低必要単位数の区分
（平成 12 年度以降入学者適用分）

	授業科目名	小一種
「教職に関する科目」	別表	45
「教科に関する科目」	略	8
「教科又は教職に関する科目」	学校教育観察・参加研究　2 社会活動論　2 総合的学習の研究　2 同和・人権教育論　2 教育課題研究実地演習　2 学校インターシップ	6
合計必要単位数		59

表 5　最低必要単位数の区分
（平成 22 年度以降入学者適用分）

	授業科目名	小一種
「教職に関する科目」	別表	45
「教科に関する科目」	略	12
「教科又は教職に関する科目」	公立学校等訪問研究　2 附属学校参加研究　1 介護等体験実習　1 人権教育論　2 総合的学習の研究　2 特別支援教育　2 子どもと情報　2	2
合計必要単位数		59

教職課程は文科省のレベルで決定されることであり、時代の要請に応じて「求められる教員の資質・能力」を育成するために変更される。大学における教員養成課程は課程認定の問題がからんで、この変更をほぼ全面的に受け入れることが求められている現状である。学内の人権委員会では人権教育の位置づけについての論議はなく、教務委員会等で上記のような位置づけを決定している。

2019（平成 31）年に 20 年ぶりの教職課程の変更、大幅な改革が行われ表 6 のようになった。表 6 は文部科学省の資料である。

表 6　教育職員免許法及び同法施行規則改正前後の教育課程の科目等一覧

【小学校】

改正前の教職課程

		各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科に関する科目 ※国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育のうち一以上について修得すること			8	8	4
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	2	2
	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	6	6	4
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法 各教科の指導法（一種：2単位×9教科、二種：2単位×6教科） 道徳の指導法（一種：2単位、二種：1単位） 特別活動の指導法 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	22	22	14
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	4	4	4
	教育実習		5	5	5
	教職実践演習		2	2	2
教科又は教職に関する科目			34	10	2
			83	59	37

改正後の教職課程（平成31年度から実施）

	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	イ　教科に関する専門的事項※「外国語」を追加。 ロ　各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）（各教科それぞれ1単位以上修得） ※「外国語の指導法」を追加。	30	30	16
教育の基礎的理解に関する科目	イ　教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ　教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） ハ　教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ニ　幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ　特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解（1単位以上修得） ヘ　教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	イ　道徳の理論及び指導法（専修・一種：2単位、二種：1単位） ロ　総合的な学習の時間の指導法 ハ　特別活動の指導法 ニ　教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） ホ　生徒指導の理論及び方法 ヘ　教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ト　進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	10	10	6
教育実践に関する科目	イ　教育実習（学校体験活動を2単位まで含むことができる。）（5単位） ロ　教職実践演習（2単位）	7	7	7
大学が独自に設定する科目		26	2	2
		83	59	37

※「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。

出典：文部科学省 https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/（2022．9．20 取得）

これによると小学校の場合は「大学が独自に設定する科目」は2単位しかなく、「人権教育」を位置付ける部分がなくなった。大学の判断で教員養成課程「教育課題対応科目」として実際の履修状況が変わらないように工夫を施している。皮肉なことに、以前京都教育大学として「教育課題対応科目」として位置づけていた「総合的な学習の研究」や「特別支援教育」が「教育の基礎的理解に関する科目」として明確に位置付けられたのと対照的な状況である。教員養成教育における人権教育の位置づけは、今後も漂流することが避けられないだろう。

(3)「人間形成科目」群の設置と人権問題論Ⅰの模索

1)「人間形成科目」群の設置

2011（平成23）年度からは、新たに関口久志をモラル・人権意識向上のための教員として配置し、一般教育に「人間形成科目」群を設置した。その結果、2011年度から2021年度までは、全国でもトップクラスの人権教育関連科目が設置されている大学となった。この科目群の設置は不祥事対応にあたった臨時の委員会が決定しており人権委員会は関与していなかった。

一般教育に「人間形成科目」群として設置された科目と開講当初（2010年度）の担当者は以下のとおりである。

> 人権問題論Ⅰ（表7参照）、ジェンダー論（非常勤）、性倫理と性教育（関口久志）、子どもの健康と身体形成（井上文夫）、人権と法（非常勤）、市民力入門（平石隆敏、水山光春）、社会問題論（土屋雄一郎）

この7科目のうち、1科目を選択必修と位置付けた。なお、以前から設置されていた「人権問題論Ⅱ」と「同和問題の研究」は一般教育科目の「社会と人間」の枠に据え置かれた。

2)「人権問題論Ⅰ」の模索

「人権問題論Ⅰ」は1980年から「人権問題論」（前期）として表1に示したように実施されてきた。「人権問題論」の設置は同和教育が教職科目となったことを受けて、一般教育科目としてさまざまな人権問題を教員有志によって担っていこうとしたものである。1995（平成7）年以降も、表7に示すように2014（平成26）年までは教員有志によって担当してきた（表7の授業内容はシラバスを要約したものである）。もともとは「差別及び人権に関する研究会」という教員同士の人権教育研究会を実施し、その内容を次年度の授業に反映するはずであったが、仲島から伊藤に担当者が代替わりするなかで「人権問題論Ⅰ」を担当してくれた教員が授業の後に研修会で話すという状況に変化していった。それを受けて「授業の検閲をされているようだ」との批判を浴びるなど、設置の意図と異なる受け止めも散見するようになった。また、もともと有志が自主的に実施していたものの、大学教員全体の世代交代もあって人権委員会から担当してくれそうな教員に依頼するという状況になっていた。その依頼も困難になり、学科の偏りも著しい状況になっていた。同和問題への対応という「国民的課題」への熱意が対策事業の終焉とともに薄れ、人権関連の研修会参加者が激減していったことと並行していた。

そこで、人権委員会は2012（平成24）年11月21日「人権問題論Ⅰの担当について（依頼）」（人権委員会委員長細川友秀）を出すことになる。

> 人権問題論Ⅰ（前期、水曜日一限）は、人間形成科目群の授業であり、本学の中期目標計画期間の主要目標として掲げる「高い倫理観及び人権尊重の意識を有した人材の育成」を達成するうえで重要な授業であります。また、本学は人権教育に力を入れて取り組み、そ

表 7　人権問題論の授業内容と担当者（1996 ～ 2014）

年度	授業内容	学科	担当者
1996（平成8）年	女性問題	教育学科	伊藤悦子
	偏見の社会心理学的考察	教育学科	村上登司文
	「種差別主義」をめぐる問題	社会科学科	平石隆敏
	鉱山労働における差別の構造	理学科	井本伸廣
	「国連子どもの権利条約」を読む	教育学科	加藤義和
1997（平成9）年	「国連子どもの権利条約」を読む	教育学科	加藤義和
	偏見の社会心理学的考察	教育学科	村上登司文
	「種差別主義」をめぐる問題	社会科学科	平石隆敏
	生活科学からみる性別役割分担意識	家政科	関川千尋
	暮しにいきづく人権感覚	教育学科	伊藤悦子
1998（平成10）年	暮しにいきづく人権感覚	教育学科	伊藤悦子
	「国連子どもの権利条約」を読む	教育学科	加藤義和
	生活科学からみる性別役割分担意識	家政科	関川千尋
	言葉と人権	国文学科	森山卓郎
	「種差別主義」をめぐる問題	社会科学科	平石隆敏
1999（平成11）年	暮しにいきづく人権感覚	教育学科	伊藤悦子
	「国連子どもの権利条約」を読む	教育学科	加藤義和
	居住環境と人権問題	社会科学科	香川貴志
	言葉と人権	国文学科	森山卓郎
2000（平成12）年	暮しにいきづく人権感覚	教育学科	伊藤悦子
	「国連子どもの権利条約」を読む	教育学科	加藤義和
	居住環境と人権問題	社会科学科	香川貴志
	まちづくりと環境教育	社会科学科	水山光春
	人権の理念と政治思想	社会科学科	荻野　雄
2001（平成13）年	暮しにいきづく人権感覚	教育学科	伊藤悦子
	「国連子どもの権利条約」を読む	教育学科	加藤義和
	障害を持つアメリカ人法	発達障害学科	冷水　來生
	まちづくりと環境教育	社会科学科	水山光春
	人権の理念と政治思想	社会科学科	荻野　雄
2002（平成14）年	暮しにいきづく人権感覚	教育学科	伊藤悦子
	「国連子どもの権利条約」を読む	教育学科	加藤義和
	障害を持つアメリカ人法	発達障害学科	冷水　來生
	精神障害と人権	保健管理センター	中村道彦
	人を大切にすることと自然との関係	理学科	広木正紀
2003（平成15）年	暮しにいきづく人権感覚	教育学科	伊藤悦子
	精神障害と人権	保健管理センター	中村道彦
	人を大切にすることと自然との関係	理学科	広木正紀
	機会の平等と結果の平等	社会科学科	平石隆敏
	病気の子ども・障害のある子どもの権利	発達障害学科	小谷裕美
2004（平成16）年	暮しにいきづく人権感覚	教育学科	伊藤悦子
	機会の平等と結果の平等	社会科学科	平石隆敏
	病気の子ども・障害のある子どもの権利	発達障害学科	小谷裕美
	アメリカ障害者法・障害者教育法	発達障害学科	吉利宗久
2005（平成17）年	暮しにいきづく人権感覚	教育学科	伊藤悦子
	対人関係上の問題	臨床心理実践センター	本間友巳
	アメリカ障害者法・障害者教育法	発達障害学科	吉利宗久
2006（平成18）年	暮しにいきづく人権感覚	教育学科	伊藤悦子
	対人関係上の問題	臨床心理実践センター	本間友巳
	ニューカマーの人権問題	国文学科	浜田麻里
2007（平成19）年	暮しにいきづく人権感覚	教育学科	伊藤悦子
	生物の多様性	理学科	坂東忠司
	ニューカマーの人権問題	国文学科	浜田麻里
2008（平成20）年	暮しにいきづく人権感覚	教育学科	伊藤悦子
	生物の多様性	理学科	坂東忠司
	少子高齢社会の現状	家政科	杉井潤子
2009（平成21）年	暮しにいきづく人権感覚	教育学科	伊藤悦子
	少子高齢社会の現状	家政科	杉井潤子
	発達障害と人権	特別支援教育センター	相沢雅文
2010（平成22）年	暮しにいきづく人権感覚	教育学科	伊藤悦子
	発達障害と人権	特別支援教育センター	相沢雅文
	バリアフリーからユニバーサルデザイン	家政科	延原理恵
2011（平成23）年	暮しにいきづく人権感覚	教育学科	伊藤悦子
	バリアフリーからユニバーサルデザイン	家政科	延原理恵
	文化の力学	産業技術科学科	土屋雄一郎
2012（平成24）年	暮しにいきづく人権感覚	教育学科	伊藤悦子
	文化の力学	産業技術科学科	土屋雄一郎
	錯視・偏見のメカニズム	教育学科	伊藤崇達
2013（平成25）年	暮しにいきづく人権感覚	教育学科	伊藤悦子
	錯視・偏見のメカニズム	教育学科	伊藤崇達
	学力と階層	教育支援センター	樋口とみ子
2014（平成26）年	暮しにいきづく人権感覚	教育学科	伊藤悦子
	人権と性	教育支援センター	関口久志
	子どもの貧困	発達障害学科	丸山啓史

のことを社会に表明しています。

人権問題論Ⅰは、3人の教員がそれぞれの専門分野から5回ずつ授業を行うことによって、各学問と人権を関連づけ、人権問題を多様な観点から分析・考察しています。そして、分析とその考察を通じて受講生が人権問題について関心や認識を深めることを目標にしています。(中略)このような教員個人の賛同による分担を組織的な分担に進展させることによって、本学が人権教育に取り組む姿勢をさらに強く社会に示すことができると考えます。

このような趣旨で①来年度から実施できる、②再来年度から実施できる、③分担するのは当分むりである、の3択で各学科、センターあわせて17か所にアンケートという形式で依頼した。その結果、2学科が①、3学科・センターが②、あとは③もしくは回答なしという状況であった。そこで2015（平成27）年度から「①来年度から実施できる」と回答した学科に依頼して、将来的にはすべての学科で担当してもらうことになった。2015年以降は以下に示すように学科の輪番制で担当していく方式へと変化した。

2015年　丸山圭史（教員有志）・国文学科
2016年　国文学科・理学科
2017年　社会科学科・理学科
2018年　社会科学科・美術科
2019年　美術科・産業技術科学科
2020年　産業技術科学科・英文学科
2021年　英文学科・体育学科
2022年　体育学科・数学科

各学科が担当した時の担当者名は省略したが、多くは学科内で均等に分担するということで一教員が一コマ担当というリレー講義形式になった。2022年度までは伊藤悦子が5コマ担当したが、23年度からは完全な輪番制となり、15コマすべてがリレー講義になる可能性がある。

この結果、大学の「全構成員」が授業を担当する、担当せざるをえないという状況になった。これは人権教育担当者だけが大学の人権教育に責任を持つという状況や、個別課題に精通している非常勤講師に人権教育を任せるという状況の弊害を打破し、京都教育大学の全教員がなんらかの形で人権教育に関わる点では意義深い。しかし、授業の系統性の確保や質の担保という点では今後の課題となってくるだろう。大学における人権教育は「人権」と名がついている科目数の多さだけではなく、その質が問われているのである。

4. おわりに

本稿は京都教育大学における人権教育の継承のために、学内組織と教職科目「人権教育」や一般教育科目「人権問題論」の変遷を明らかにしてきた。既にみてきたように、人権教育は大学内外の人権課題に対処するために行われるので、一過性の実践になりやすい。にもかかわらず、1976年から半世紀近くにわたって「同和教育・人権教育」が京都教育大学の教育課程に位置付けられてきたのは、問題対処的でありながら京都教育大学が同和教育の必要性を認め、常勤を配置してきたからである。

しかし、1995 年以降、同和教育から人権教育に枠付けを変更したことで、人権課題が次第に増大し扱うべき教育内容は収拾がつかないほど多くなっている。それは学内での人権委員会の所掌事項にも関連しているし、すでにみた「人権問題論」の授業の迷走にも関連している。知識の精選化とともに演習など全く別の方法での人権教育を考える時期になっている。そして、願わくば、それぞれの専門領域と人権がどのように関連しているのかについて、輪番制のなかで各学科において研究していただければ、大学における人権教育の新たな展開となる可能性があるだろう。

その一方で、今回「人権教育」の教職課程における変遷や位置づけを明らかにするなかで、大学内での教職科目としての人権教育について、人権委員会はほとんど議論してこなかったという事実が明らかになった。議論してこなかった理由は、人権委員会は「人権問題論Ⅰ」について議論してきたが、専任教員が担当している科目については「教育研究の自由」の問題とも関連して「任せる」状態であったことが一因である。一方、教職課程における人権教育の位置づけについては他の委員会等で諮られていることも関係している。1970 年代のように人権教育や人権にかかわる様々な科目を教育課程のどこに位置付けるべきかという議論が人権委員会としてなされてこなかったからである。

しかし、より根本的な問題は教職課程における「人権教育」の位置づけが現在までなされていないという国レベルの教員養成教育の課題があることを改めて指摘しておきたい。「大学が自由に設定できる科目」がほとんどないという今回の改訂の問題は人権教育だけの問題ではない。各大学が目指す教員像のための教育課程の編成が現在は困難になっているのである。

注

1）加茂及び仲島の論文は一般教育科目「人権問題論」（4 単位）を開講する準備のために 1978 年 9 月に全教員に呼び掛けて設置された「差別及び人権に関する研究会」の報告書に掲載されている。同報告書は文部省「昭和 60 年度教育方法等改善プロジェクト」であり、「昭和 61 年度」及び「平成 3 年度」も経費助成を受けている。

2）1950 年に起きた京都学芸大学卒業生による「同和地区を校区に含む小学校」への赴任拒否は『都新聞』に報道され、後に雑誌『部落』で特集された。その際、部落解放運動が京都学芸大学学長に同和教育を正しく教えてほしいという文書を出したが、当時の学長は「旧師範学校や学芸大学のカリキュラム、ガイダンスの中には、同和教育的なものは全く採りあげていない、これは意識的に必要なしと認めたからである。いまさら同和云々を問題にすること自体がどうかしている。世人一般がヒューマニズム的立場に徹すれば、問題は自ら解消する」という見解を示したという。その後、和歌山県や広島県における差別事件も続く中で文部次官通達「同和教育について」が 1953 年に教員養成学部を置く国立大学長と都道府県教育委員会に出されている。（全国同和教育研究協議会『全同教三十年史』巻一　1983 年　p.19 及び p.31 参照）

3）『京都教育大学　広報』第 8 号（昭和 45 年 11 月）に教育課程委員会のカリキュラム改革についての見解が示されており、自由科目としての「同和教育の研究」を「一そう効果的な位

置が与えられるように、慎重に考慮しなければならないと思います」としている。

4）1974（昭和 49）年以降、差別落書きや教員の差別発言に対する大学の「告」が『広報』に掲載されるなど、学内で部落問題が表面化しており、これについても大学側と学生側との話し合いがあったと思われる。

5）開講当初から昭和 63 年度まで『広報』で授業案内があり、4 回生を対象に授業への積極的参加が呼びかけられていた。

6）伊藤悦子・ブリンジャー「都道府県における人権教育・啓発計画の現状と特徴」『京都教育大学紀要』No.113　平成 20 年 9 月参照。

引用及び参考文献

阿久澤麻理子（2011）「日本の大学における人権・同和教育―『教育』という学問領域からみた過去・現在・今後の展望―」『世界人権問題研究センター紀要』16 号.

伊藤悦子・ブリンジャー（2008）「都道府県における人権教育・啓発計画の現状と特徴」『京都教育大学紀要』113 号.

上杉孝実編『人権教育総合年表』明石書店（2013 年）.

京都教育大学『人権問題の教育に関する研究』（昭和 60 年）.

同上『人権問題の教育に関する研究Ⅱ』（昭和 61 年）.

同上『人権問題の教育に関する研究Ⅲ』（平成 3 年）.

同上『性差別に関するアンケート調査報告書』（平成 10 年）

熊本理抄（2013）「九州の大学における同和教育―同和教育開講に至る経緯からみた今後の課題」『世界人権問題研究センター紀要』18 号.

全国同和教育研究協議会『全同教　三十年史』巻一（1983 年）.

松下一世（2017）「高等教育機関における人権教育の基礎的研究―全国の教員養成系大学における人権教育に関するアンケート調査から―」『部落解放研究』207 号（2017・11）.

同上（2019）「教員養成大学における人権教育の今後―大学のケーススタディから―」『部落解放研究』211 号（2019，11）.

村越末男（2001）「大学の差別事件」「大学の同和教育」『部落問題・人権事典』部落解放・人権研究所.